

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL : 084-983-1198 e-mail : info@kuroudo-sr.com

2019

2

Vol.21

1 くろうどだより

3 働き方改革関連法

2 有給休暇の管理状況についてご確認ください

4 外国人材の受入れ拡大のための法案が成立

発行元：クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

くろうどだより

今日3日は節分です。節分といえば、私の中のイメージは、豆まきと恵方巻です。豆まきには、鬼に豆をぶつけることにより、邪気を払い、1年の無病息災を願うという意味合いがあります。また、恵方巻は、その年の恵方に向かって無言で願い事を思い浮かべて丸かじりするのが習わしです。

新しい年を迎え早1か月が経ちました。2019年は平成が終わり、新しい元号となる節目の年となります。今年は、特別な1年だからこそ、より思いを込めて、豆まきをし、恵方を向いて恵方巻を丸かじりしようと思います。ちなみに今年は東北東がそうです。

さて、この度、メールマガジン「新しい働き方をデザインするメールマガジン」の配信を12月25日よりスタートいたしました。顧問先さまには、限定メールマガジンを毎月配信するなど、経営力強化につながる情報をタイムリーにお伝えしてまいります。ぜひお気軽にお読みいただければと思います。

実はこのメールマガジンの配信は、私が担当させていただいております。皆さまに少しでもお喜びいただけるものを配信できるよう努めてまいりますので、ご感想をお寄せいただくと嬉しいです。

(田部)

2019年
4月施行!

「働き方改革」の準備はできていますか？

有給休暇の管理状況について ご確認ください



2019年4月に「働き方改革」に関する法律が施行されます。

- ① 時間外労働の上限規制の導入
- ② 年次有給休暇の確実な取得の義務 (= 時季指定義務)
- ③ 正社員とパートの不合理な待遇差禁止

※③は中小企業は2021年4月から適用

今回は特に②年次有給休暇の
時季指定義務についてご確認ください。

変更
内容

使用者は、10日以上^②の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有休を与えなければならない

違反した場合・・・



6か月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。

次の項目にひとつでも当てはまる場合は、
弊所にご相談ください。

Point
1

法定どおり有給休暇を付与していない

業種や業態にかかわらず、また正社員やパートなどの区分にかかわらず、
一定の要件を満たした労働者には、有給休暇を与えなければなりません。



Point
2

有給休暇の使用日や残日数を管理していない

使用者は労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。



Point
3

毎年5日以上、有休を取れていない従業員がいる

2019年4月から、全ての企業において、年10日以上^②の有給休暇が付与される労働者に対して、最低5日、有休を使って休ませる必要があります。



トビックス 働き方改革関連法 一年次有給休暇の時季指定義務制度の創設①

平成 31（2019）年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、年次有給休暇の時季指定義務制度（労働基準法の改正）を取り上げます。

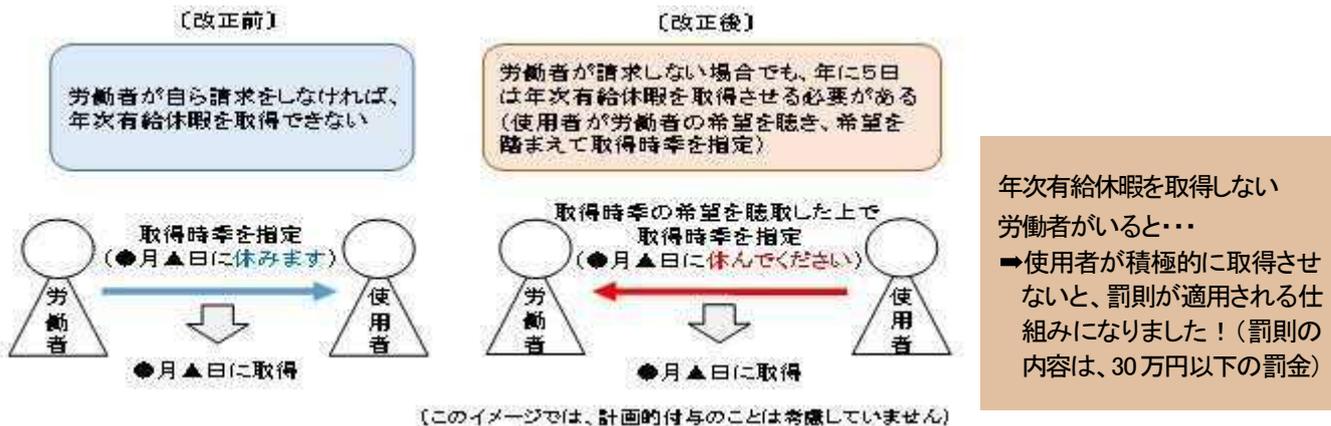
.....年次有給休暇の時季指定義務制度① 基本的な内容.....

<年次有給休暇の時季指定義務制度とは>

この制度は、年次有給休暇の取得を促進するために設けられたものです。

この制度により、企業（使用者）は、10 日以上有給休暇が付与される社員（労働者）に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して、労働者に取得させることが必要となります。

ただし、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については、時季指定の必要はありません。



<時季指定義務制度の注意点>

- 業種・規模を問わず、すべての企業が対象となります。
- 10 日以上有給休暇が付与される社員であれば、正規・非正規を問わず対象となります。また、管理監督者も対象となります。
- 社員が時季指定した場合や計画的付与がなされた場合、あるいはその両方が行われた場合には、それらの日数の合計を年 5 日から差し引いた日数について、会社に時季指定が義務づけられる。それらの日数の合計が年 5 日に達したときは、会社は時季指定の義務から解放される。
- 時季指定だけでは不十分で、実際に対象となる社員が年 5 日以上有給休暇を取得する必要がある。

★会社によっては、年次有給休暇について、法定の基準日より前に付与したり、基準日を統一したりといった取り扱いをしていると思いますが、そのような場合の時季指定ルールも規定されています。詳しい内容についてはお尋ねください。また、この改正にあわせて、年次有給休暇の管理が厳密に求められることになり、会社は、社員ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し、3 年間保存しなければならないことになりました。次号で取り上げますが、この件についても、気軽にお尋ねください。

お仕事 カレンダー 2月



2/1	● 2018 年分贈与税の申告と納付の開始（～3 月 15 日）
2/12	● 一括有期事業開始届の提出（建設業） 主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ● 1 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/28	● 1 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2018 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2019 年 6 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 3 月・6 月・9 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● じん肺健康管理実施状況報告書の提出期限 ● 固定資産税（都市計画税）納付（第 4 期分）

トビウオ 外国人材の受入れ拡大のための法案が成立 基本方針なども決定

2018（平成30）年12月に閉会した第197回臨時国会の会期内に、外国人材の受入れを拡大するための法案（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案）が成立しました。

改正法の柱は、新たな在留資格「特定技能（1号・2号）」の創設です。

また、法務省入国管理局を格上げし、出入国在留管理庁を新設。外国人の在留管理や受け入れ企業の指導・監督を行うこととしています。

2019（平成31）年4月からの新制度のスタートに向けて、同月末頃には、基本方針や分野別運用方針なども閣議決定され、受け入れ体制の整備が急ピッチで進められています。

以下で、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要を紹介します。

.....特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要.....

制度の意義に関する事項		外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項		求められる人材に関する事項		
<p>中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、一定の産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築</p>		<p>特定技能外国人を受け入れる分野 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）</p> <p>人材が不足している地域の状況に配慮 大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める</p> <p>受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載</p>		技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※）	特定技能2号 熟練した技能（※）
		日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（※）	—		
		在留期間	通算で5年を上限			
		家族の帯同	基本的に不可	可能		
		※ 分野所管行政機関が定める試験等で確認				
<p>その他、この制度により受け入れた外国人労働者の雇用形態について、「フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認める（分野別運用方針に明記）」といった内容を規定</p>						

★特定産業分野は、次のとおりです。

- ①介護、②ビルクリーニング、③素形材産業、④産業機械製造業、
- ⑤電気・電子情報関連産業、⑥建設、⑦造船・舶用工業、⑧自動車整備、
- ⑨航空、⑩宿泊、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造、⑭外食業

これらの特定産業分野においては、新制度への理解を深め、外国人労働者の受け入れを積極的に進めるか否かを判断しておく必要がありますね。

詳しい内容を知りたいときは、気軽にお声掛け下さい。

読者の皆さまへ

- ①皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ②ニュースレターの内容を無断で複製・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com